

特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会
歯周インプラント指導医制度施行細則

- 第1条 特定非営利活動法人日本臨床歯周病学会歯周インプラント指導医制度規則の施行にあたって、同規則に定める事項以外は、次の各条に従うものとする。
- 第2条 歯周インプラント指導医制度規則第4条により歯周インプラント指導医と認定された者は、あらかじめ歯周インプラント指導医登録料を納付しなければ、歯周インプラント指導医認定証の交付を受けることはできない。
- 第3条 歯周インプラント認定医制度規則第5条に規定する研修施設の指定を申請する責任者は、次の各号に定める書類を認定審議委員会に提出しなければならない。
- (1) 研修施設申請書
 - (2) 研修施設の概要と見取図
 - (3) 歯周インプラント指導医の在籍証明書
 - (4) 研修カリキュラム
2. 認定審議委員会が必要と認める場合、当該施設の実施調査をすることができる。
- 第4条 歯周インプラント指導医の研修単位基準とは、歯周インプラント認定医制度細則附表2に定める研修単位の合計単位による。所定の研修単位は5年間でⅠに規定する研修会出席を60単位以上及びⅡ・Ⅲに規定する業績を20単位以上とする。
- 第5条 歯周インプラント指導医更新申請は、認定失効期日の1年前から行うことができる。
- 第6条 この制度の施行に関わる諸手数料を次のように定める。
1. 指導医認定申請料 2万円
 1. 指導医登録料 4万円
 1. 指導医更新手数料 2万円
- 第7条 この細則の変更は理事会の承認を経て、総会での報告を必要とする。

附則

本施行細則は、平成25年6月15日から施行する。

本施行細則は一部改正し、平成27年7月18日より施行する。

本施行細則は一部改正し、令和元年6月22日より施行する。

更新時に満65歳に達した者は、認定期限が令和7年3月末までの場合に限り、歯周インプラント指導医研修記録簿（様式6）の提出を免除する。

本施行細則は一部改正し、令和2年6月7日より施行する。